

空港振興事業委託業務プロポーザル審査要領

空港振興事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「空港振興事業委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は500点（審査委員一人当たり100点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 業務に対する考え方 | (20点) |
| (2) 企画内容 | (50点) |
| (3) 実施体制 | (20点) |
| (4) 経費見積 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和8年3月下旬（別途調整）

場所：高知市内等

※プロポーザル参加申込者へは、別途通知する

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社15分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ④ 各事業者の出席者の上限は3名とする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
1 業務に対する 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施目的やねらいを十分に理解しているか ・ 事業の実施目的を実現しようとする姿勢が見られるか 	20 点
2 企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成の手法について、現実的な内容であり、かつ、明確に提案されているか ・ 見る人に内容や趣旨が伝わり、かつ目を引く企画となっているか ・ 広報媒体の選定にあたっての考え方は適切か ・ 航空路線の利用促進や空港の人材確保につながるような工夫やアイデアが盛り込まれているか ・ 費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか 	50 点
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を実現するために必要な人員数を確保できているか ・ 事業目的を実現するために必要な能力、経験を有する人員を充てているか 	20 点
4 経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積は安価か ・ 費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか 	10 点